

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案の概要（職業能力開発局関係）

1. 改正の趣旨

「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）に基づき、女性・若者等の雇用及び人材育成の促進を図るため、平成25年度補正予算に計上した雇用関係助成金（キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金）の拡充について、必要な規則の改正を行うもの。

2. 改正の内容

(1) キャリアアップ助成金の拡充

非正規雇用労働者の人材育成の取組を実施した事業主に対する助成額の引き上げを行う。

(2) キャリア形成促進助成金の拡充

事業主が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や賃金の一部を助成するキャリア形成促進助成金について、以下のコースの創設及び拡充を行う。

- ① 傘下の企業に就職した若年労働者を対象とした実践的な訓練や熟練技能者による技能承継のための訓練等を実施する事業主団体等に訓練経費の一部を助成する「団体等実施型訓練」の創設
- ② 育休中・復職後の能力アップのための訓練や出産・育児等により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練を実施した場合に訓練経費等を助成する「育休中・復職後等能力アップコース」の創設
- ③ 成長分野やグローバル人材育成の取組強化に係る拡充（大企業にも新たに助成、グローバル人材育成コースに海外の大学等で実施する訓練について助成対象に追加）

3. 公布日 平成26年2月28日

4. 施行日 平成26年3月 1日

5. 根拠条文

雇用保険法第63条第2項

キャリアアップ助成金について (平成26年度予算案：159億円) ※拡充は平成26年3月1日施行予定

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者(※1)の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。
(※1)正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。

【本助成金の活用にあたって】

「有期契約労働者等(※2)のキャリアアップに関するガイドライン」に沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、労働組合等の意見を聴いて「キャリアアップ計画」を作成することが必要。
(※2)短時間労働者及び派遣労働者を含む。

助成内容		助成額		拡充内容	
		()額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主)		()額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主)	
正規雇用等 転換 (注)	有期契約労働者等を正規雇用等に転換 または直接雇用(以下「転換等」)した 場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算	①1人当たり50万円(40万円) ③1人当たり30万円(25万円) ※①または③を実施する場合、助成上限人数①～③ 合わせて1年度10人)を5人を限度として上乗せ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合 1人当たり10万円(大企業も同額)加算(新規)		
人材育成	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(OFF-JT)又は ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を 活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた 3～6か月の職業訓練) を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：1人当たり20万円(15万円) (※) ※実費が上記を下回る場合は実費を限度とする。 OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円)	経費助成：1人当たり 訓練時間が100時間未満 10万円(7万円) 訓練時間が100時間以上200時間未満 20万円(15万円) 訓練時間が200時間以上 30万円(20万円) ※実費が上記を下回る場合は実費を限度とする。		
処遇改善	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金 テーブルを改定し、3%以上増額させた 場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり 10万円(7.5万円)上乗せ	要件を「3%以上」から「2%以上」へ緩和 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり 20万円(15万円)上乗せ		
健康管理	有期契約労働者等を対象とする「法定外の 健康診断制度」を規定し、4人以上実施 した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円)			
短時間 正社員	労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れ した場合に助成	1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算	有期契約労働者等から転換した場合、 1人当たり30万円(25万円)		
パート 労働時間 延長	有期契約労働者等の週所定労働時間を2.5 時間未満から3.0時間以上に延長した場合 に助成	1人当たり10万円(7.5万円)			

(注) ①「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいう。②派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成。
③無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限る(5%の算出方法は、標準的な方法を
設定した上で柔軟に対応)。なお、短時間正社員に転換した場合は対象外(短時間正社員コースにより助成)。

キャリア形成促進助成金について (平成26年度予算案：219億円)

※平成25年度補正予算において制度要求

1. 趣旨

職業訓練などを実施する事業主に対し訓練経費や訓練中の賃金の一部を助成する「キャリア形成促進助成金」について、補正予算において、「日本再興戦略」(H25.6.14閣議決定)に基づき、(A)若手社員の訓練を行う事業主団体等に対する新たな支援(熟練技能者による技能継承のための訓練等を拡充)、①育児休業中及び復職後の能力アップに取り組み企業への助成制度の創設(再就職後の訓練を拡充)について、一部拡充の上前倒し実施するとともに、②成長分野等人材コース及び③グローバル人材育成コース(国外留学等の訓練を拡充)を大企業も対象とする拡充を行う。

2. 助成内容

	助成対象訓練	内容	助成額 (現行)	助成額 (改正後)	
新規	(A) 団体等実施型訓練	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能者の育成・継承のための訓練	-	経費助成：1/2	
	(B) 政策課題対応型訓練	① 育児休業中や復職後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練	-	経費助成：1/2 賃金助成：800円 (400円)	
		② 成長分野等の人材育成のための訓練	経費助成：1/2 賃金助成：800円		
		③ グローバル人材育成コース	海外関連業務に対する人材育成のための訓練 → [拡充] 労働者に対する国外留学等の訓練を追加		
	現行	④ 若年人材育成コース	採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：1/2 賃金助成：800円	現行と同じ
		⑤ 熟練技能者育成・継承コース	熟練技能者の指導力強化や技能継承のための訓練、認定職業訓練	※注は、OJT実務助成(1人1時間当たり600円)がある。	
		⑥ 認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練		
現行	⑦ 自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	経費助成：1/3 賃金助成：400円		
	(C) 一般型訓練	政策課題対応型訓練以外の訓練			

※賃金助成は、1人1時間当たりの額

※経費助成の1人1コース当たりの支給限度額

	現行		600時間以上
	300時間未満	300時間以上 600時間未満	
○一般型訓練	5万円	10万円	20万円
○政策課題対応型訓練			

	改正後		200時間以上
	200時間未満	100時間以上 200時間未満	
○政策課題対応型訓練のうち、 ① 育児休業中・復職後等能力アップコース ② 成長分野等人材育成コース ③ グローバル人材育成コース	15万円 (10万円)	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)
○上記以外の訓練	7万円	15万円	20万円

※() 額は大企業の額

